

四国中央市空家等対策協議会 会議記録

開 催 概 要

1. 会 議 名 第10回四国中央市空家等対策協議会
2. 開催日時 令和2年11月17日(火) 午前10時00分～午前11時45分
3. 開催会場 四国中央市庁舎5階会議室
4. 出席者 (会長) 篠原実(途中退席)
(委員) 石川勉、一柳栄一、岸良一、倉澤生雄、合田英昭
曾我部光夫、大尾倫広、横内康正、吉田茂生、
清水一雅、三並俊二、石津千代子
(欠席委員：三浦裕章、脇研二、早田亮)
(オブザーバー)
愛媛県東予地方局建築指導課(四国中央土木事務所駐在)
建築主事 橋雅彦
(事務局) 今村昭造
藤田泰、白川英明、松岡千歳、佐藤誠
5. 傍聴者 なし
6. 会議次第
 - 1 開会
 - 2 会長あいさつ
 - 3 委員委嘱(市長)
 - 4 委員紹介(自己紹介)
 - 5 職務代理者の指名
 - 6 報告
 - 7 協議
(1) 空家等対策推進施策の総合的展開について(継続協議)
(2) その他
 - 8 その他
 - 9 閉会

===== 議 事 概 要 =====

1 開 会

2 会長あいさつ

当市空家等対策協議会委員は第3期目の任期となる。新たに委員をお引き受けいただいた方も、第1期からの委員の方も、それぞれのご専門の立場を代表してご参加いただいております。忌憚のないご意見を賜り、議論を進めたい。

3 委員委嘱

10月28日の改選に伴い市長から委嘱状を交付した。

4 委員紹介

全委員による自己紹介

5 職務代理者の指名

空家等対策協議会条例第5条第3項に基づき会長の職務を代理する者として、出席者の賛意の下、会長が合田英昭委員を指名する。

会長が別の公務により退席、合田委員がその職務を代理する。

6 報告

(1) 前回会議記録について
別紙会議記録のとおり。

(2) 空家法第14条の執行状況等について
別紙「空家法第14条措置件数及び法定外指導件数」のとおり。

(3) 協議会での決定事項について
別紙「傍聴要領」、「申し合わせ事項」及び「特定空家等の判断と措置の基準」
のとおり。

以上特段の質疑なし。

7 協議

(1) 空家等対策推進施策の総合的展開について（継続協議）

【原案説明】

(担当) 協議資料「協議1空家等対策推進施策の総合的展開について」及び実例

写真等（非公開）にそって議案及び経過を説明する。

空き家をめぐる課題は、概ねA. 応急処置さえ講じられず危険なまま放置される空き家、B. 過大な負担から危険のまま放置せざるを得ない空き家、C. 空き家の集積に起因する社会的損失、D. 未熟な空家等対策支援促進策に集約することができる。その対応策としては、「(ア) 公権力行使を必要としない空家抑制策の充実」と「(イ) 不安に寄り添う施策の充実」に加え、空き家の増加と劣化のスピードに応じた「(ウ) 事案処理能力の向上」が挙げられる。

当市空家等対策計画においては、「(ア) 公権力行使を必要としない空家抑制策の充実」にかかる具体的な項目として、「①住宅用地特例と同等の減免措置」、「②密集住宅地区の面的整備」及び「③司法制度の活用」が挙げられ、「(イ) 不安に寄り添う施策の充実」にかかる具体的な項目としては、「緊急安全措置支援事業」が挙げられ、「(ウ) 事案処理能力の向上」としては「①行政資源の集中」と「②民間資源の活用」が挙げられる。

さらに、前回（R2. 7. 27）協議会で課題とされた「空き家対策コンソーシアム」については、11月13日に、市内で支部活動を展開している宅建協会、司法書士会、土地家屋調査士会、行政書士会、建築士会の代表者による会合があり、問題意識と方向性についてはご理解を得られたものと考えている。

【質疑】

（委員） 司法書士会、土地家屋調査士会、行政書士会及び宅建協会が構成する4士会に建築士会が加わり、新たに5士会として活動を開始するにあたり、士業の公共的立場から空き家問題が大きな社会的問題であるという共通理解があり、市とも連携しながら、空き家問題に取り組んでいきたい。

まずはボランティアでスタートして、必要に応じて様々なサービスの提供に繋ぐことができれば良いと考える。

（委員） 空き家化する原因の一つに接道不良を挙げることができる。早期に対処しないと更に空き家が増えていく。他の4士業や市とも協力関係を深め、士業として責任を果たしたい。

建築士会四国中央支部内では、接道不良という目の前の課題を解決する方法として、大都市で活用されている連担建築物設計制度を活用しようという意見もある。

（担当） 連担建築物設計制度など新たなツールを採り入れていくことは必要だが、敷地や道路を広げていくオーソドックスな方法もあり、最適な方法を探っていく必要がある。

（職務代理者） 連担建築物設計制度など新たなツールの導入も視野に入れて空き家対策の議論を進めたいが、空き家対策コンソーシアムに向けた動きについては了承ということよろしいか。

(賛意の拍手)

(職務代理人) 空き家対策コンソーシアムに向けた動きについては了承とする。

(委員) 当市の特定空家等に対する措置の執行状況について、数字が示されているが、どの程度の効果があるのか。効果がなければどうするのか。

(担当) 残念ながら行政代執行に至る場合や経過観察が長引く場合もあるが、行政の動きは「悪影響の程度と危険等の切迫性」に限界づけられるものと理解している。

(職務代理人) 以上をもって継続審議とする。

8 その他

(事務局) 特になし。

9 閉会

(職務代理人) 閉会にあたり倉澤委員から講評をいただきたい。

(倉澤委員) この協議会以外の場とも連携が進められており、先進的な取り組みがなされていると感じた。